

議案第24号

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例

川崎市消防団給与条例（昭和23年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

消防団員（川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例（昭和38年川崎市条例第31号）第4条第2項第2号に規定する機能別団員を除く。以下の条において同じ。）には、年額36,500円の報酬を支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の分として支給される報酬について適用し、同日の前日までの分として支給される報酬については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

消防団員の年額報酬を引き上げ、及び消防団に機能別団員の制度を導入することに伴い機能別団員の年額報酬を支給しないこととするため、この条例を制定するものである。